

議案第58号

羽生市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理について、市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等対策計画を策定し、及び実施しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切にこれを管理し、及び当該空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第5条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により、緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、かつ、これを放置することが公益に反すると認めるときは、必要な緊急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に速やかに通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないときは、告示をもってこれに代えることができる。

- 3 市長は、第1項に規定する措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。
- 4 第1項に規定する措置については、羽生市行政手続条例（平成13年条例第6号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（関係機関との連携）

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

（羽生市空家等対策協議会の設置）

第7条 法第7条第1項の規定に基づき、羽生市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1） 公募による市民
 - （2） 羽生市自治会連合会に属する者
 - （3） 市議会の議員
 - （4） 法務に関し識見を有する者
 - （5） 不動産に関し識見を有する者
 - （6） 建築に関し識見を有する者
 - （7） 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 4 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 協議会に会長及び副会長を置く。
- 6 会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。
- 7 協議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中

環境審議会	会長	日額	7,500円
	委員	日額	6,700円

を

「

環境審議会	会長	日額	7,500円
	委員	日額	6,700円
羽生市空き家等対策協議会委員		日額	6,700円

に改める。」

(羽生市空き地等の環境保全に関する条例の一部改正)

3 羽生市空き地等の環境保全に関する条例(昭和56年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽生市空き地の環境保全に関する条例

第1条中「空き地等が」を「空き地が」に、「これらの空き地等」を「当該空き地」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「空き地」を「空地」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「空き地等」を「空地」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条中「空き地に」を「空地に」に、「若しくはごみ等」を「又はごみ等」に、「又は空き家が管理されないまま放置され、荒

廃し、若しくは荒廃するおそれがあることにより、当該空き地等」を「当該空地」に改める。

第4条中「空き地等」を「空地」に改める。

第5条第1項中「に空き地等に立ち入り」を「を空地に立ち入らせ」に改める。

平成28年9月1日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明